

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

美幌町立旭小学校 令和8年5月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について

「いじめ」とは、一定の人間関係にある児童から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている

いじめの対応について

- 学校は、いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

旭小学校 いじめ防止基本方針 (概要)

いじめとは、児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える（インターネットを通じて行われるものを含む）行為で、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという緊張感をもち、すべての児童がいじめを行わないよう、いじめ問題に対する理解を深め、いじめに向かわせないため未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

旭小学校 いじめ防止 対策委員会 の役割や活動

構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、特別支援学級担任 等

役割 ①いじめ防止のための取組
②早期発見・早期対応の取組
③いじめの対応
④サポート体制の整備

旭小学校の いじめ防止 の取組

- ①学級経営の充実
 - ア 児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業を実践する。
 - イ 自己有用感、共感的人間関係、自己決定の場の充実に努める。
- ②道徳教育の充実
 - ア 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
 - イ 人権尊重の精神や思いやりの心の育成に努める。
- ③児童の主體的・自主的活動の推進（学校行事、児童会活動、学級活動）
 - ア 自ら考え、決定し、行動する場を設定し、支援を行う。

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メー ル）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メー ル）	011-612-5030 tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
オホーツク教育局教育相談電話（電 話）	0152-41-0748	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

